

いま、自分たちにできること

関連する主な人権課題：HIV感染者・ハンセン病回復者等

1 テーマの背景及び指導の観点

- (1) 「エイズ」が初めて報告されてから、約 30 年が経過している。「国際連合ミレニアム宣言」(MDGs)においては、「エイズの蔓延を 2015 年までに食い止め、その後減少させる。」という目標が定められ、世界的には、流行の拡大は阻止され減少傾向に転じつつある。また、多くの国においては、国家的なエイズ対策の中で人権の重要性が明示され、HIVに関連する差別と偏見をなくすプログラムを策定している。しかし、一方で、HIVにかかわる差別と偏見は全世界に残存し、特に、貧困、男女の不平等、保健及び教育制度の不平等などが、HIV対策の進展を阻む要因となっている。このような現状を踏まえ、国際社会は、「新たな感染、差別、エイズによる死亡をゼロに」を目標に、効果的な予防や治療、ケアサービスなどの取組を強化している。
- (2) 病気としての「ハンセン病」は、医学的に治癒可能な病気である。自由な社会生活が可能であったにもかかわらず、日本のハンセン病患者・回復者は、病気としてだけではなく、ハンセン病に対する国の施策の誤りや、病気に対する誤った概念の流布に基づく社会的、人道的な差別を受けてきた経緯がある。今後、こうした歴史を踏まえ、疾病を理由とする偏見や差別が起こらないよう、すべての人が疾病に関する正しい知識をもつことが大切である。
- (3) 指導に際しては、感染症は、①時代や地域によって自然環境や社会環境の影響を受け、発生や流行に違いが見られること、②グローバル化の進展などにより短時間で広がりやすくなっていること、③新たな病原体の出現、感染症に対する社会の意識の変化などにより、エイズや結核などの新興（再興）感染症の発生や流行が見られることなどを正しく理解させることが大切である。また、人権教育の視点からは、知識として学ぶだけでなく、交流活動などにより、生徒が体験的、共感的に学習することが効果的である。

2 展開例（ケーススタディ）

(1) 学習のねらい

ハンセン病について理解し、「同じ過ち」を繰り返さないために、主体的に取り組もうとする意欲や態度を身につける。

(2) 展開例

学 習 活 動	指 導 上 の 留 意 点
1 ハンセン病について調べる。	○ 法律の変遷や過去の差別の実態などについても調べさせる。
2 谷川さんの手記と詠歌の感想を話し合う。	○ 谷川さんが手記に託した思いや願いを共感的に理解させるとともに、家族の思いや願いについても考えさせる。
3 「同じ過ち」を繰り返さないために、自分たちにできることを考える。	○ 疾病に対する正しい認識の大切さに気づかせる。
4 ふり返りを行う。	○ 交流活動などに、積極的に参加しようとする意欲や態度を身につけさせる。

3 参考

(1) ハンセン病に関する法令などの経緯

- 明治 40 (1907) 年 「癩予防ニ関スル件」 公布
- 昭和 6 (1931) 年 「癩予防法」 公布
- 昭和 28 (1953) 年 「らい予防法」 公布
- 平成 8 (1996) 年 「らい予防法の廃止に関する法律」 施行
- 平成 21 (2009) 年 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」 施行

(2) 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」前文 [平成 20 (2008) 年]

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病患者であった者等が地域社会において平穏に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成 13 年 6 月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することとした。この法律に基づき、ハンセン病患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。

しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

ここに、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。

(3) 兵庫県教育委員会HP「ワンショットニュース」[平成 22 (2010) 年 9 月 16 日付から]

このたび、県立神戸高校の生徒が、国のスーパーサイエンスハイスクール (SSH) 生徒研究発表会において、新型インフルエンザの流行を数学的に予測する研究を発表、文部科学大臣表彰を受賞し、その受賞報告を兼ねて教育長を表敬訪問しました。

昨年、新型インフルエンザが猛威をふるっている最中、その流行を予測するという独創的な着眼点から研究を開始し、粘り強く研究を重ねた結果、今回の受賞に至りました。

この受賞をきっかけに、今後は、自然科学等の分野でさらに活躍することが期待されます。

(4) 神戸新聞「悩まされた 2 次被害 新型インフル、学会で報告へ」[平成 22 (2010) 年 5 月 16 日付から]

誤解からの誹謗中傷など

悩まされた 2 次被害

新型インフル 休校から 1 年

1 年前の新型インフルエンザ感染拡大では、感染者の心のケアも課題になった。国内の「水際」以外で初の感染者が確認された県立神戸高校（神戸市灘区）で、生徒のサポートを担ってきた養護教諭の渡辺かおりさん（29）が 8 月、兵庫県である「日本災害看護学会」で体験を語る。誹謗中傷など 2 次被害が問題になったことなどを報告。「感染症は人権問題。普段から正しい知識や冷静な対応を呼び掛けることが欠かせない」と訴える。（中島摩子）

神戸高校養護教諭・渡辺さん

災害看護学会で 体験報告へ

同校では昨年 5 月、生告があったりした。生徒 17 人が感染、一部が生がバスに乗ると、すぐに生徒は防護服を着てカマクラ 降車する乗客もいた。のフラッシュを浴びながら「いつ、どこで感染したら病院に入り、一歩も外 出たか分からず、誰もが感染し出された。染する可能性があった。学校が「感染源」とい 生徒は悪くないのに、不とうような誤解が広がり、安の裏返しで世間の目が患者や家族、高校、地域 厳しくなった。犯人捜しが 2 次被害に悩まされる ようになり、インタネットでの中傷やデマに された」と学校に電話が 生徒は傷ついた。かかってくる、爆撃音 渡辺さんは振り返る。

県内の公立高校は一斉 滋賀県彦根市に招かれ、休校。その再開を前に、全 市民や教育関係者、企業 教職員が研修会で心のケ 関係者を前に講演。養護 アの方法を学んだ。生徒 教諭の集まりでも体験を には電話相談や個別健康 語った。

今年 8 月 28、29 日の日 本災害看護学会では「新 興感染症の集団発生に向 けた備え 保健医療、教 育現場からの提言」と題 した生徒同士が体験を振 り返し、共感し合うこと リストとして参加する。 たように思う」と渡辺さ 渡辺さんは二度と不 適切な対応がされないよ うに、神戸高校だからこ その情報発信をしたい」と 訴える。

渡辺さんは昨年 9 月、

感染者の心のケアも課題に



新型インフルエンザで休校になった県立神戸高校。誹謗（ひぼう）中傷など 2 次被害が問題になった＝2009 年 5 月、神戸市灘区